

(写)

R3 文文ス第 1470 号

令和 3 年 9 月 13 日

仙台市スポーツ少年団
本部長 吉田 尚 様

仙台市文化観光局文化スポーツ部
スポーツ振興課長 熊谷 拓郎

まん延防止等重点措置の適用に伴うスポーツ活動について（通知）

日頃より本市スポーツの推進に関しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、宮城県に発出されていた「緊急事態宣言」が、9月13日（月）より「まん延防止等重点措置」に移行することとなりました。

これに伴い、本市スポーツ施設の利用が可能となりますが、本市における感染状況は予断を許さない厳しい状況が続くことが予想され、引き続き感染防止に対する取り組みが求められております。

今後のスポーツ活動に関しましては一律に制限しないものの、こうした状況を踏まえ、各種大会や他地域との対外試合等は実施の可否を含め慎重に検討・判断していただくとともにやむを得ず実施する場合は、徹底した感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

皆様におかれましては、これまでも感染拡大防止に向けた取り組みにご尽力いただいていることと存じますが、仙台市内における感染拡大防止に向けた取り組みにご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

上記対応の要請期間：令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで

【お問い合わせ】文化観光局スポーツ振興課企画係

電 話：022-214-8889

F A X：022-213-3225